

三島市立徳倉小学校 いじめ防止対策基本方針

令和2年9月30日更新

三島市立徳倉小学校（以下学校）は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、三島市教育委員会（以下委員会）、三島市いじめ問題対策委員会とも適切に連携の上、対策を推進する。

1. 組織の設置

- 1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・いじめ防止対策担当・(当該児童学級担任)・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラーにより構成される「いじめ防止対策委員会」を置く（いじめ防止対策推進法 第22条）。
- 2) 「いじめ防止対策委員会」は、いじめに関する情報共有、未然防止に力を注ぎ、重要事案の発生を待つことなく定期的に開催する。
- 3) 学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「いじめ防止対策委員会」を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（同法 第28条）。

2. 未然防止・早期発見・早期対応の在り方

私たち徳倉小学校教職員は、いじめを生まないクラスづくりに努める。それにはよりよい人間関係づくりが欠かせない。そこで、以下の手だてを通して子どもの心を耕していく。

ア いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 道徳教育の要となる授業の質を高める（「特別の教科道徳」の活用）
- ・ 道徳指導に計画的に人権教育を取り入れる（「命について考える日」）
- ・ 毎朝の読書活動、読み聞かせの習慣化
- ・ 自然体験、体験活動を授業や特別活動に計画的に取り入れる
- ・ 学級経営において、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力を育む
- ・ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力を育むため、定期的に行動の振り返りの時間をもつ

イ いじめが生まれる背景への理解と指導上の注意

いじめの背景には子どもが抱えるストレスがあることが多い。そこで分かりやすい授業づくりに努め、活躍できる場をつくり、活動を通して集団づくりを行う。また、児童心理の研修によってストレスに適切に対処できる力を育む手だてを知る。

子どもをいじめから守る教職員がストレス源にならないように、指導の在り方を研修する。

ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

ボランティア活動を通して、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をもつ。

エ 児童自らがいじめについて学び、取り組む

いじめの問題について学ぶ機会を意図的につくる。

いじめの防止を訴えるような取組を児童会活動に起こし、教職員は陰で支える役割を担う。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

そこで、以下の手だてによって早期発見に取り組む。

- (1) 定期的なアンケート調査の実施。
(7月、9月、11月、2月 教育相談週間前に実施)
- (2) 定期的な教育相談の実施（各アンケート実施後「教育相談週間」と称す）
- (3) 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (4) 保護者用のいじめチェックシートなどを活用する。
(夏休み前保護者面談時、11月参観会時に担任へ（必要に応じて）
家庭と連携し児童を見守り、健やかな成長を支援していく。)
- (5) 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (6) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- (7) 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配り、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

3. いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1)いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、**その場でその行為を止めさせる**。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、**真摯に傾聴する**。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、**早い段階からの確に関わりを持つ**。その際、**いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する**。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、**いじめの事実の有無の確認**を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って委員会に報告するとともに**被害・加害児童の保護者に連絡する**。

学校や委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく委員会・三島警察署（スクールサポーターを含む）と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三島警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2)いじめられた児童及びその保護者への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、**その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える**。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、**当該児童の見守りを行う**など、いじめられた児童の安全を確保す

る。

あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー・青少年相談室など外部の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3)いじめた児童への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・青少年相談室等の外部の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、**特別の指導計画による指導**のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、**毅然とした対応**をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる（ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う）。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は

いじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようないじめを生まない集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、**直ちに削除する措置**をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、**必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める**。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）使用上、心配される点について伝える。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三島警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、**学校における情報モラル教育を進める**とともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく（PTA 活動の中で関係機関との連携を図り、講習会を開く）。

4. その他推進事項

(1) 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(2) 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たって、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(3)地域や家庭との連携について

本学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する（スクールガード定例会、地域学校協働本部等において、いじめについて情報を交換し合う時間を設ける）。

未然防止

- ア いじめに向かわない態度・能力の育成
 - イ いじめが生まれる背景への理解と指導上の注意
 - ウ 自己有用感や自己肯定感を育む
 - エ 児童自らがいじめについて学び、取り組む
-

早期発見

- (1) 定期的なアンケート調査を行う。(7月, 9月, 11月, 2月)
 - (2) 定期的な教育相談を実施する。((1)アンケート実施後「ふれあい旬間」)
 - (3) 保護者用のいじめチェックシートなどを活用する。(夏休み面談・11月土曜参観)
 - (4) 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
 - (5) 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配り、個人ノート や生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。
-

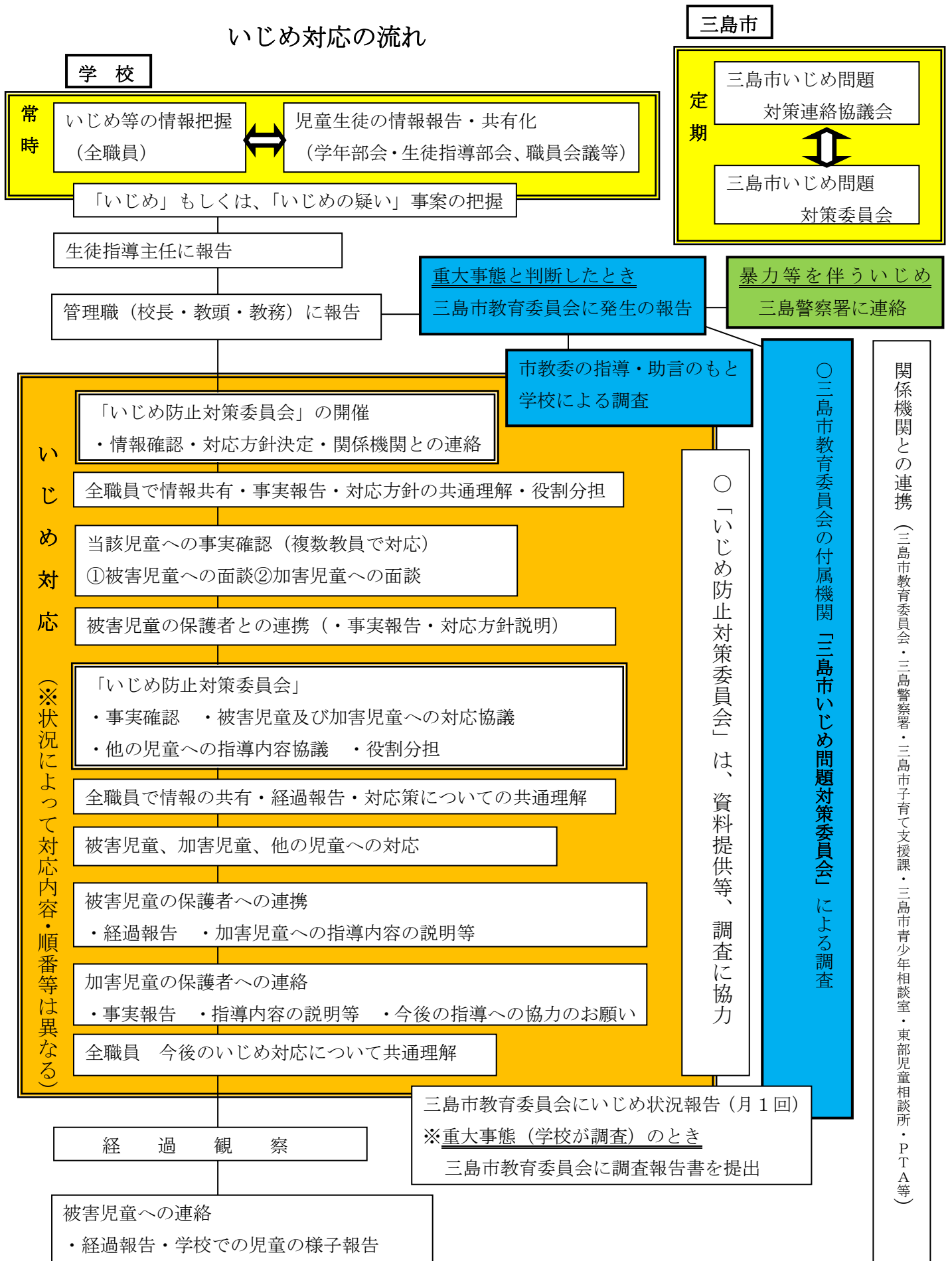
早期対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、**その場でその行為を止めさせる**。
児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、**真摯に傾聴する**。→「いじめ防止対策委員会」を即刻開く
 - (2) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の**安全を確保**する。
 - (3) 発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - (4) その後は、当該組織が中心となり、速やかに**関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認**を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って委員会に報告するとともに**被害・加害児童の保護者に連絡**する。
* いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが**犯罪行為**として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく委員会・三島警察署(スクールサポーターを含む)と相談して対処する。
 - (5) 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - (6) いじめた児童への指導に当たっては、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - (7) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝え、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶せねばならないという態度を行き渡らせるようにする。
-

ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等については**直ちに削除する措置**をとる。
*必要に応じて**法務局又は地方法務局の協力を求める**。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三島警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - (2) 委員会等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
 - (3) パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、**学校における情報モラル教育を進めるとともに**、保護者においてもこれらについての理解を求めていく（PTA 活動の中で関係機関との連携を図り、講習会を開く）。
-

いじめ対応の流れ



※該当児童への面談等の記録 (担任等)

※事案への対応記録、いじめ防止対策委員会の協議内容等記録 (生徒指導主任)

いじめ対策の年間計画

| 月 | 担当 | 取組内容 |
|--------|--------------------------------|---|
| 4 | いじめ防止対策委員会 生徒指導主任 | <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策等基本方針の検討 関係機関担当者の把握 |
| 5 | 生徒指導部会 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート検討 休校期間中の保護者からの希望相談受付 |
| 6 | 担任 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート①実施・集計と対策、対応（→7月へ） 教育相談週間 |
| 7 | いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 担任 | <ul style="list-style-type: none"> 夏季休暇前までの取組の反省と今後 三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」 保護者面談 保護者用のいじめチェックシート①実施、対策、対応 |
| 8 | 全職員 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修「いじめについて」 |
| 9 | 担任 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート②実施・集計と対策、対応 教育相談週間 |
| 10 | 全職員 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修「学期始めの情報交換会」 |
| 11 | 担任 生徒指導主任 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート③実施・集計と対策、対応 教育相談週間 保護者用のいじめチェックシート②実施、対策、対応 ネットトラブルに関する外部機関からの講話 |
| 12 | いじめ防止対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 冬季休暇前までの取組の反省と今後 |
| 1 | 全職員 教務主任 | <ul style="list-style-type: none"> 職員研修「冬休み後の情報交換会」 学校評価 |
| 2 | 担任 いじめ防止対策委員会 | <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート④実施・集計と対策、対応 教育相談週間 今年度の取組の反省と次年度への検討と修正 |
| 3 | 担任 | <ul style="list-style-type: none"> 次年度への引き継ぎ |
| 定期的な取組 | | <ul style="list-style-type: none"> 常設の教育相談 道徳教育の充実 児童の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（児童会・学級活動） 生徒指導部会での情報交換・集約 職員会議での児童についての情報交換 月例報告（問題行動・不登校・いじめ） |

子ども・保護者の教育相談窓口

【関係機関】

| | |
|----------|--------------|
| 三島市教育委員会 | 055-983-2671 |
|----------|--------------|

【相談窓口】

| | | |
|----------------------------|---|--------------|
| 24時間子供SOSダイヤル (文部科学省) | いじめやその他のSOSに関する相談 | 0120-0-78310 |
| 子どもの人権110番 (法務省) | いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談 | 0120-007-110 |
| 三島市いじめ電話相談 | いじめ等の悩みに関する相談 | 055-976-0110 |
| 三島市家庭児童相談室 | 児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談 | 055-983-2713 |
| 三島市青少年相談室 | 主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談 | 055-983-0886 |
| 沼津地区少年サポートセンター三島分室 (三島警察署) | 非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談 | 055-981-0110 |
| 東部児童相談所 | 児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談 | 055-920-2085 |
| ハロー電話 「ともしび」 | 子どもや保護者の悩み相談 | 055-931-8686 |
| 子ども・家庭110番 | 子育ての悩みに関する相談 | 055-924-4152 |
| 静岡地方法務局沼津支局 | 子どもの人権問題についての相談 | 055-923-1201 |
| こころの電話 (東部健康福祉センター) | 精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等 | 055-922-5562 |

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

| | |
|--------|---|
| ホームページ | http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/ |
| 携帯サイト | http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/ |